

議第 110 号

下呂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
について

下呂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 9 月 3 日 提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

下呂市固定資産評価審査委員会条例(平成16年下呂市条例第61号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(書面審理) 第6条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> (平成14年法律第151号)第 <u>6</u> 条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 (略)	(書面審理) 第6条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> (平成14年法律第151号)第 <u>3</u> 条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 要綱

1. 改正理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 法律名が変更されたことに伴い修正するものです。

(第6条関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

